

お客様、ご関係者の皆様へ

2020年5月31日

ユニトライク株式会社

新潟県新潟市西区寺尾台

2-4-46 寺尾シティ7号

代表取締役 村上 秀樹

次亜塩素酸水に関する一部ネットニュース報道記事への弊社の見解について

日頃弊社、ジームストシリーズの製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。改めましてここにお礼を申し上げます。
まず初めに、新型コロナウイルスを含む世界的な疫病リスクにおいて様々な直接的な被害、または間接的な被害・影響を被っている皆様に対して心よりお見舞い申し上げます。

この度、独立行政法人 NITE 製品評価技術基盤機構から公表された次亜塩素酸水に関するファクトシートに対して多くのお問い合わせをいただいておりますので、メーカーとして公式見解を記載させていただきます。

1. 現時点において、「次亜塩素酸水」の新型コロナウイルスへの有効性は確認されていない。

この言葉だけをピックアップして決定事項のように報道されていますが、まだ中間発表であり、効果が無いとは書かれていません。単に今回実験を行った4種（電気分解で生成したもの）すべてに一定の効果が認められなかったというだけです。pH5.0、塩素濃度49ppmでは測定したすべての反応時間において99.9%以上の感染価減少が認められています。

ジームストの製法は次亜塩素酸イオンを含む水溶液を帯電したフィルターを通して濾過することにより高純度な次亜塩素酸水を生成する製法です。（製法特許 第6230079号）

電気分解で生成した次亜塩素酸水には該当しません。

2. WHOの見解について

「COVID-19 について、噴霧や燻蒸による環境表面への消毒剤の日常的な使用は推奨されない」とする。さらに、「消毒剤を人体に噴霧することは、いかなる状況であっても推奨されない。これは、肉体的にも精神的にも有害である可能性があり、感染者の飛沫や接触によるウイルス感染力を低下させることにはならない」としている。

まず、ここで言う消毒剤というのは次亜塩素酸ナトリウムのことです。弊社としても次亜塩素酸ナトリウムの空間噴霧は残留性もあり、噴霧器も壊れるので推奨していません。

食品添加物だから噴霧しても安心というメーカーもありますが、次亜塩素酸ナトリウムや塩酸を薄めたからと言ってそのまま噴霧するのは大変危険な行為で弊社では推奨出来ません。アルコール消毒液に至っては防爆の関係で噴霧することすら出来ません。

そもそもジームストは消毒液ではなく雑貨品になります。

3. 次亜塩素酸水の空間噴霧について

空間噴霧については確立した評価方法が存在していません。

ジームストは評価方法がない中で様々なエビデンス、安全性データを取得し販売しています。既に80万L以上、業務用として環境清掃・空間衛生として使われていますが、人体への影響に対する報告は1件もございません。

雑貨品ということもあり厚生労働省（薬機法）の意向に沿ってデータの公表は控えていましたが、経済産業省の発表を踏まえ、今後公表希望者には開示致します。<https://jsha2020.or.jp/>（一般社団法人 日本空間衛生協会）

弊社はもともと建設業で、工事現場の仮設トイレの消臭を行うために 10 年以上前から次亜塩素酸水を使用していました。

その消臭効果が話題になり、インバウンドで外国人観光客が増えたホテルや交通機関の臭いの問題を解決、公共トイレや喫煙所の消臭、病院や介護の現場でもカートに噴霧器を載せて空間に次亜塩素酸水を噴霧しており、様々な現場の除菌消臭作業として使われています。

水道水を加湿器に入れてレジオネラ菌を発生させるぐらいなら、水道水の代わりに次亜塩素酸水を入れる介護施設や病院・ホテルは多数あります。

次亜塩素酸水の主成分である有効塩素（塩素、次亜塩素酸、次亜塩素酸イオン）は様々な形で歴史的にも古くから現在まで浄水場やプール等、生活に密着した場所で多数使用されています。

日々皆様が口にする水道水にも有効塩素が含まれており、もし仮にこれらに除菌力がなかったり人体に有害であったりするのであれば、毎日水道水を飲むことで健康被害が確認され使用中止となるはずですが。

インフラにも日々使用され、様々な現場で適用されている有効塩素の効果と安全性を改めて認識いただいた上で、ご使用いただければ幸いです。